

第七回国会 大蔵委員会議録 第三十号

昭和二十五年三月十日(金曜日)

午前十時四十五分開議

出席委員

委員長 川野 芳満君

理事北澤 直吉君 理事小山 長規君

理事前尾繁三郎君 理事川島 金次君

理事早稲田柳石五門君

理事河田 賢治君 理事内藤 友明君

岡野 清彦君 奥村又十郎君

佐久間 徹君 田中 啓一君

塚田十一郎君 西村 直巳君

三宅 則義君 田中織之進君

宮腰 喜助君 竹村奈良一君

出席政府委員

大蔵事務官 平田敏一郎君

(主税局長) 伊原 隆君

(理財局長) 大蔵事務官 吉田 信邦君

(大蔵事務官) 財局経済課長 高橋 衛君

国税庁長官 委員外の出席者

専門員 黒田 久太君

専門員 椎木 文也君

三月九日

協同組合に対する課税免除若しくは軽減に関する請願(田中啓一君紹介)(第二四四号)

たばこ民営反対に関する請願(鈴木正文君紹介)(第二二六五号)

同(山本利壽君紹介)(第二一九二号)

帝機航空機工業株式会社所有の登録国債に関する請願(吉武惠市君紹介)(第二二九八号)

山中漆器に対する物品税軽減に関する請願(坂田英一君紹介)(第二三一一号)

中小業者に対する課税軽減に関する請願(風早八十二君紹介)(第二三二四号)

課税軽減に関する請願外一件(春日正一君紹介)(第二三三一号)

船岡町所在元第一海軍火薬しよ敷地並びに營造物拂下げ促進の請願(庄司一郎君紹介)(第二三五五号)

アルパムに対する物品税減免の請願(三宅則義君紹介)(第二三五五号)

の審査を本委員会に付託された。

同日

所得税審査委員会設置の陳情書(愛媛県議会議長立川明)(第五九六号)

未復業者給與法中改正の陳情書(新潟県柏崎市国立新潟療養所安藤勝道外一名)(第六〇〇号)

を本委員会に送付された。

本日の会議に付した事件

酒税法の一部を改正する法律案(内閣提出第四七号)

有価証券移転税法を廃止する法律案(内閣提出第四八号)

法人税法の一部を改正する法律案(内閣提出第五一号)

所得税法の一部を改正する法律案(内閣提出第五二号)

富裕税法(内閣提出第五三号)

通行税法の一部を改正する法律案(内閣提出第五四号)

資産再評価法(内閣提出第八三三号)

相続税法(内閣提出第八四号)

所得税法の改正に伴う関係法令の整理に関する法律案(内閣提出第八五号)

理に関する法律案(内閣提出第八五号)

○川野委員長 ただいまより会議を開きます。

九税法案を一括議題といたしました。

て、前会に引き続き質疑を継続いたします。

○前尾委員 昨日は私は十條の四で主税局長にいろいろお聞きしておつたのですが、どうも途中で話が中途になりましたので、依然として十條の四についてもう少しお聞きしたいと思っております。昨日お尋ねしたのは、年の中途で評価の方法をかえることができないかどうかということでありましたが、私は結局年のかわりかたにしようとしたが、私に利益の食い違いができる。その食い違いをどうしようかというふうにして解決されるかということによつて、場合によつては何ら脱税の意思がないというならば、年の中途におきましても認めていいのではないかという気がするが一つ、それから先にお答えがあつたかどうかはつきりしないのであります。前年十二月三十一日まで申請書を出さなければならぬとあるが、最後の「第四項の申請書の提出があつた場合において、その年の十二月三十一日まで」という「その年の十二月三十一日」とは、第四項の場合の「前年十二月三十一日まで」というのと同日だと思つておられます。ちよつとこれはささいなことではありませんが、いかにも法文の体裁としておかしいように思つてお尋ねしたわけではあります。

○平田政府委員 この規定は、たなおろし資産の評価の方法をどういう方法で選ぶかという規定であります。従いまして毎年々々やはり一年ごとにその方法を選んでいただければと思うのであります。年の中途におきまして変更するということとは、税法上の計算上どうもいかがかと思ひまして、毎年たとえば二十六年の分でありましたら、二十五年の十二月三十一日まで、二十五年の所得の計算については、自分の方はどういうたなおろし資産の計算方法を用いた。どういふことになるわけでありまして、その方法を届け出ていただけ、それに対して税務署は承認するかしないかをきめるわけでありまして、そうしまして届けつばなしで、結局税務署から承認あるいは却下の処分がいずれもなかつたときには、承認されたものとみなすというふうにしておるのであります。さような趣旨をこの條文にあらわしたにすぎないのであります。所得税法でその年と申しまうのは、その課税すべき各年分というふうになつておりました。二十五年の所得税でありましたら、その年と申しまうのは二十五年の十二月三十一日という期限と存じます。これに對しまして前年というものは、その年に対する前年という表現を用いておりました。ここにあります前年の十二月三十一日までというのと、その年十二月三十一日までというものの間には一年の期間があるわけがございます。ただいまの問題は、ある年になりました。今までの方法と違つた方法を採用いたしましたた

めに、たなおろしの計算上損益が出て来る。それをいつ調整するかという問題であらうと思ひます。それは政令でそういう点を詳しく規定するつもりでございますが、結局におきまして変更いたしましたその年ということに相なるかと思ひます。従いまして十二月三十一日まで以前の変更に申し出るわけでありまして、その翌年になりまして変更の効果を生ずるわけでありまして、その変更の効果を生じた年における損益の計算を調整することになるわけでありまして。

○前尾委員 前年十二月三十一日、その年十二月三十一日を使いわけて、そういふように私も最初読んだ。そうすると一年間もほらつておくと、今度はいかにもおかしいと思つたので、今度はどういふふうにならぬかと前年十二月三十一日までをその年十二月三十一日までにと読むのではないかと考えたわけでありまして、いずれにしても問題は小さいです。次から次に移つて参ります。

次は十條の六であります。この純損失の計算については、シャウプの勧告案による再評価という関係がオミットされておられるようになつておられるのであります。その点はシャウプの勧告案の方がより合理的である、かように考えるものであります。それに對する御意見はいかがでありますか。

○平田政府委員 最初に前回の御質問の期限の点であります。前年の十二月三十一日までに申請が出来ますれば、

もちろん政府におきましてはそれを調べて再評価額まで売れなかつたら、損しただけ早くしたのであります。しかしながら大体におきまして大して問題もないというふうな場合におきましては、場合によりまして承認または却下の処分ができない、そこまで手続きが進まない場合があるだろうと思ひます。そういう場合におきましては当然政府は申請が有効なものと思ひます。ことにしているわけでありまして、それによりまして納税者の利益は一向侵されぬことになりまして、またその程度の事務の処理の仕方、この事務の方法につきましてはよろしいのではないかと、いろいろ考え方でかような規定を設けているわけでありまして、

次に損失の問題であります。お話を譲渡所得を計算する場合に、譲渡損失が出た場合のその損失の計算方法であらうと思ひますが、これにつきましては御指摘のように、シャープ被告に若干修正を加えているのであります。と申しますのはシャープ被告では再評価額まで売れなかつた場合におきましては、再評価額と実際売つた額との差額は一種のこれは損失になる。従つてその差額は普通の損失と同じように他の所得から控除したらどうか、こういうことになつてゐるのでございまして、この辺まで行きますのは、実はインフレによる資産の調整という意味において、行き過ぎになりはしないかというのを考えたのであります。と申しますのは預金者あるいは債権者等は、インフレーションによりまして相当損失を受けているのであります。これらの問題に対して別に何らの補償も行ふことができないのでござい

まして、その権衡等からいたしまして再評価額まで売れなかつたら、損失は所得税法の計算で行くというのはいくらにも行き過ぎはしないか。損失はやはりあくまでも実際の所得か、あるいは財産税の評価額か、いずれかに對して損害が出たとき損失として控除をするというのが、全体といたしまして実質的に公平を得るゆゑんではないかというのを考えまして、かような案を出している次第であります。

○川島委員 少しくこまかくなるおそれがあるのですが、ちよつと納税の行かない点はまだありますので、この機会にお尋ねをしておきたいと思ひます。まず第一に、きのう委員会と申すから申告主義についての欠陥を指摘されたのであります。一方青色申告にもそういう点がありそうなのが私には、帳簿書類の調査の上でなければ正はできないという原則であり、建前であるわけでありまして、しかもその附則においては、何か青色申告を提出いたしましたとしても、なおかつ更正ができるという一面が隠されてゐるわけでありまして、その青色申告の書類を見ただけで、税務官がこの附則では、かつて何か更正ができたようなふうな取扱いやすいことになりませんかと思ひますが、青色申告を提出してしかも更正するというその場合には、どういふ根拠をもつてやるのか。その基準を明らかにしておかないと、せつかく青色申告を奨励し、納税者は青色申告を大いにやるよ

うになりまして、結局こういうものがあるから結論は同じだということにな

感じを、強くとるおそれがあるのではないかと、いろいろ私には考えますので、その点を明らかにしていただきたいと思ひます。

○平田政府委員 青色申告の制度を、今回税法改正全般にわたりました大いに奨励する建前をいたしておるのであります。これはたび／＼申し上げておきます通り、青色申告制度の一番大きな効果といたしましては、まずその申告者は一定の帳簿を法律、命令等定める条件に基づきまして記載いたしておるわけでありまして、その帳簿に基づきまして申告されたものでありますので、普通の申告と違ひまして大いにその申告を尊重しようというわけであり

ますが、ただしかしそれは常に無条件に青色申告を認めて行くという趣旨ではないのであります。これはあくまでもそういう納税者の場合におきましては、その帳簿書類を税務官吏がよく調査した上でなければ更正決定ができません。この趣旨を保持するのであります。この趣旨を保持するのであります。それは所得税法の第四十六条の二に規定してあるものであります。一政府は、青色申告書を提出することを認められてゐる個人の青色申告書の提出を認められてゐる年分に係るその提出を認められてゐる所得について、前條の更正をなす場合においては、その帳簿書類を調査し、その調査に因り、所得の計算に誤りがあると認められる場合に限り、これをなすことができ

る。一ということにいたしておるのであります。従ひましては、この帳簿書類の場合におきましては、この帳簿書類に基づきまして税務官吏が具体的にどう調べ、その記録が正しいかどうかをよよく調べ、それからその記録に

基づきまして出て来たところの申告書が税法通りに合つてゐるかどうか、これを調べて、誤りがあるという場合には、これはもちろん更正決定ができるのであります。従ひまして普通の場

合と違ひます点は、この帳簿書類を調査した上でなければ更正決定ができません。この趣旨を保持するのであります。これはあくまでもそういう納税者の場合におきましては、その帳簿書類を税務官吏がよく調査した上でなければ更正決定ができません。この趣旨を保持するのであります。それは所得税法の第四十六条の二に規定してあるものであります。一政府は、青色申告書を提出することを認められてゐる個人の青色申告書の提出を認められてゐる年分に係るその提出を認められてゐる所得について、前條の更正をなす場合においては、その帳簿書類を調査し、その調査に因り、所得の計算に誤りがあると認められる場合に限り、これをなすことができ

る。一ということにいたしておるのであります。従ひましては、この帳簿書類の場合におきましては、この帳簿書類に基づきまして税務官吏が具体的にどう調べ、その記録が正しいかどうかをよよく調べ、それからその記録に

とは、これは当然そうすべきものではないかとわれ／＼は存しております。四十六條の二の但書にその旨の規定をいたしております。

○川島委員 そうすると、くどいようですが念を押して置きますが、その青色申告書の書類の上に記載されております所得額、あるいはその算定の税額等の数字的なあやまちがあつた場合に限り、その帳簿を調査しなかつて更正する場合があるというのであつて、それが場合によつて出先の税務官吏に濫用されて来ると、納税義務者はたいへん迷惑をする結果になるものから、くどいようですが、それを念を押しておくわけですが。

○平田政府委員 申告書に記載された事項の中で、基礎的な事項はおそらく帳簿類と對照しなければ正否がわからぬ事項が多いと思ひます。そういう事項につきましては、もちろん帳簿書類を調べた上でなければ納税者の申告を是認することはできません。ただ申告書に記載された事項からスタートをしまして、その後のプロセス等におきまして計算上の間違いがあるという場合におきましては、これはこの規定によつて正しい計算に引直して更正決定ができる、こういう趣旨と御察願いたしたいと思います。

○川島委員 それでわかりました。次に特別控除の問題ですが、災害その他が災難も加つております。最近御承知のように全国的に治安が思わしくなくて、また道義の低下等からいたして、盗難はひんびんの実情であります。ことに一例をあげますれば、所得の十分の一以上に達したものに對しては、それを特別控除することになり

なつておりますが、たとえば勤労者がせつかくやみで仕入れた一万数千円も買つて来て間もなく窃盗にあつたというやうなことは、非常にひんびんとしてあるわけですが、そういう場合に勤労者のペースは非常に低い。しかもやみで仕入れたその財産は非常に高い。その自転車一台とられても、すぐに所得の十分の一以上にもなるという場合が非常に多かろうと思ふ。そういう場合に、一体政府はこの特別控除を公定価格で損失を認めるのか、実際にその納税者が取得いたしました価格において認めるのか、その点はどういうふうになりますか。

○平田政府委員 その点につきまして先般小山委員にお答えいたしましたのでありますが、原則としてそのときにおける時価——盗難を受けたときの時価によりまして損失額を評価するというに相ならうかと思ひます。但したとえば米穀等の場合におきましても、生産物に対して収入を見る場合におきまして公定価格を採用するといふやうなものにつきましては、これはそういう価格によるということになると思ひますが、原則としてはそのときの時価による。時価によりまして損失額を査定するということになるかと思ひます。

○川島委員 それから私も、従来退職手当等に対する課税については政府は思ひ切つた処置をとつて、勤労者に対する措置をすべきではないか、こういうふうな主張を持つておつたのであります。今度の退職所得につきましても、あまりこれに対する措置をして

おらないようであります。もう少し退職所得等につきましては、何らか別途の措置を講ずる必要があると思ふのであります。その点の見解はいかやうでありますか。

○平田政府委員 退職所得につきましては、今回一割五分の控除を認めることにいたしましたのであります。シャープ勧告によりまして、同じ所得であるから全額課税すべきだということになつておるのでありますが、これはやはり給與所得の性質——もちろん給與所得の延長でありまして、給與所得と性質において同じ性質を持つておるものと考へられますので、一割五分の控除を特に認めることとしたのであります。そうしましてあるときに退職所得が多くなる。そのために累進税率等の負担によつて負担が不公平になる。こういうことは変動所得の平均課税を行うことによつて、負担を緩和することによりましておるのであります。さらに退職所得につきましては、額が二十万円以下の場合におきましては一年限りの平均課税をいたさないのであります。爾後の徴税をいたさないものであります。その結果私は、負担が実際上減る場合が相当多いのではないかと考へておられます。今回は所得税法で、所得につきましては給與所得でも譲渡所得でも、すべて全額総合して課税する建前をとりました関係上、退職所得につきましてその程度の取扱ひをいたしますことは、適当であらうと考へておる次第であります。

○川島委員 そうすると退職所得を受けました月を基準として、その後における一年間に平均してそれを課税するということになるのですか。

○平田政府委員 源泉では、一応そのときまでに受けました給與と退職の金額とを引合せまして、退職所得に対する源泉課税をいたしておるわけでありませう。翌年の確定申告におきましてその精算をやるわけでございますが、その際におきまして、変動所得の平均課税を行うことになるのであります。変動所得の平均課税を行う場合におきましては、従いまして他の所得も全部見まして確定申告で正しい税額を算定して行くことに相なるのであります。

○川島委員 さらにたいへんこまかくて恐縮ですが、最近われ／＼の方面でも問題になつておるのですが、競輪の選手の手当が事業所得ということになつて、出先税務署と競輪選手との間、あるいは自転車振興会の間においていろいろ論議されておる。われ／＼の見るところによりますれば、競馬の騎手あるいは競輪の選手、これらの所得はたして事業所得であるかどうか。むしろ客観的に見ればこれは純粋な勤労所得にもひとしいものではないか、こゝろわれ／＼は考へておるのであります。しかるに出先の税務署において、それ／＼これは勤労所得ではなくして、事業所得だということにして計算をして論議されておるのであります。政府といたしましては、これらの所得者に対して、どういふ決定的な考へ方を持つておるのか。この機会に聞かしてもらいたいと思ひます。

○平田政府委員 今お話のような種類の人の所得になりますか、どうもはたして勤労所得でありますか、事業所得でありますか、なか／＼實際上判定の困難な場合があるのであります。勤

労所得と申しますのは、国会議員さんの歳費の場合には、これは雇用契約に基くというわけに行かぬと思ひますが、普通一般の場合には原則として雇用契約を結びまして、雇い主から給料、賃金等の形で支拂われる。雇用という契約に基く一種の対価になる所得、これを原則として給與所得という觀念にいたしておるのであります。これに反しまして、雇い主から雇用契約に基きまして受ける給與という性質を持たないで、自己の力量、技術等に基きまして一定の仕事をしたときに、それに基きましてそのとき／＼随時に適当な歩合等によりまして収入があるというやうな場合におきましては、一応事業所得に該当する場合があります。なか／＼かと思ひます。映画俳優あるいはお相撲さんといふやうなものにつきましては、も、同様な問題があるわけでございます。が、大体におきまして今申し上げたやうなことに該当するかいなかによつて、その区分を定めることにいたしておるのであります。そういう点から申しますと、私は競輪の選手の問題につきまして具体的に調べておられませんので、的確なことは申し上げられません。どちらかと申しますと、やはり所得税法の区分では事業所得の方に該当するのではなからうかと思ひますが、なおよく実態を調査しました上で、的確な判断を下すことにいたしたいと思ひます。

○川島委員 その競輪の選手に対する事業所得を賦課いたします場合に、必要な経費といふ問題でいろいろ論議になつておるのであります。中には四〇％を全所得の中から必要経費として差引いたり、あるいは場所によつては、六〇％

を控除してその残りに課税をするといふやうなことで、その土地々々によつて非常に区々であります。そこに私は問題があるかと思ひます。言うまでもなく、騎手にいたしましては、競輪選手にいたしましては、馬を持つておるわけではないし、また自転車を持つておらないのが大体原則であります。そういう者の必要経費を差引く場合に、必要な経費はもろ／＼あるものであります。が、税務署によつて区々であるといふのが現実の問題です。こういうことに対して政府としては、もしどうして事業所得として認めて行くならばある一定の標準をつくつて、全国的に大体不均等のないやうな形にし向けて行く必要があるかと思ふのですが、その点の見解はいかがですか。

○平田政府委員 今御指摘のように、事業所得といふことになりまして、その収入を得るために必要な経費は控除することになるのであります。給與所得になりますと、一割五分の控除はいたしますが、必要経費の控除はしないということになるのであります。必要経費の認定と申しますものは、実際御指摘の通りなか／＼むずかしい問題であらうかと思ひます。従いましてある代表的な人につきまして、実情をよく聞きまして、はたしてその収入を得るために必要な経費であるかどうかをよく認定しまして、それに基きまして適切な経費を引くことにすべきではないかと思ひます。その際に御指摘の通りなるべくこのやうに全国的に動いておるべきかといふことは当然なことではございますから、国税庁におきましてさ

を控除してその残りに課税をするといふやうなことで、その土地々々によつて非常に区々であります。そこに私は問題があるかと思ひます。言うまでもなく、騎手にいたしましては、競輪選手にいたしましては、馬を持つておるわけではないし、また自転車を持つておらないのが大体原則であります。そういう者の必要経費を差引く場合に、必要な経費はもろ／＼あるものであります。が、税務署によつて区々であるといふのが現実の問題です。こういうことに対して政府としては、もしどうして事業所得として認めて行くならばある一定の標準をつくつて、全国的に大体不均等のないやうな形にし向けて行く必要があるかと思ふのですが、その点の見解はいかがですか。

○平田政府委員 今御指摘のように、事業所得といふことになりまして、その収入を得るために必要な経費は控除することになるのであります。給與所得になりますと、一割五分の控除はいたしますが、必要経費の控除はしないということになるのであります。必要経費の認定と申しますものは、実際御指摘の通りなか／＼むずかしい問題であらうかと思ひます。従いましてある代表的な人につきまして、実情をよく聞きまして、はたしてその収入を得るために必要な経費であるかどうかをよく認定しまして、それに基きまして適切な経費を引くことにすべきではないかと思ひます。その際に御指摘の通りなるべくこのやうに全国的に動いておるべきかといふことは当然なことではございますから、国税庁におきましてさ

よるな問題につきましても研究するよ
うに、私の方から伝えておきたいと思
う次第でございます。

○川島委員 さらに、この問題はもう
どなたから聞かれたかと思ひますの
で、重複いたしましたら恐縮であります
が、更正決定に対する異議の申請等に
対して、別途、従来のやり方をかえた
協議団を所管内に持つということにな
つておるわけでありますが、その協議
団の構成はどういう形で行われるので
すか、その点をお聞きしたい。

○平田政府委員 協議団の設置の内容
につきましても、近く大蔵省設置法に
おいて具体化しまして御審議を仰ぐ見
込みでございますが、今の大体の考え
方といたしましては、少くとも一府県
一箇所以上協議団を設置する場所を
置きます。この協議団はもとく国税
庁または国税局、大体は国税局に所属
する職員でございます。それを各局ご
とに置きましては、納税者にとり
ましては不便でございますから、少く
とも一府県一箇所以上設置するとい
う考え方で配置したらどうかと思ひま
す。従つて協議団のメンバーになりま
す職員は、二協議団ごとに三人ないし
五人ぐらいのグループをつくりまし
て、そのグループは事件が起きました
場合におきましては、だれか主査みた
いな担当官が必要でございますが、き
める際には協議をしまして、その上で
きめて行くということにいたしたいと
考へております。その職員の中には、
大蔵大臣もたび／＼お話になつてお
りますように、この際なるべく民間の経
験ある人を採用いたしまして、必要な
指示を與へまして、なるべく適當なる
結論を得るよう努めたい、このような
ことでございます。御了承願ひます。

○川島委員 その民間の経験者をもつ
て充てるという場合に、できれば農民
あるいは労働者関係、あるいは中小企
業関係、こういった者を選び、しかも
その紛議事件の性質によりましては、
特にそれらの事件について最も造詣の
ある、また直接その社会にある者を
その以外に選ぶ、こういったやり方も
一つの方法ではないかと思ひるのであ
りますが、今のお話によりまして、三人
ないし五人のグループをつくり、そ
の外にそういう経験者をつけるのか、あ
るいは三人ないし五人のグループは税
務所内で選ぶのではなく、その中にそ
ういった経験者を入れるのか、どうい
うことになりませう。

○平田政府委員 民間から採用します
場合におきましては、やはり職員とし
て採用するわけでありませう。従いま
してこれはもちろん協議団を構成する役
人が協議団を構成するわけでありま
して、これは当然そのグループの中に入
るといふことに相なるのでございま
す。従ひましてあまねく各方面の経験
者を集めるわけには参らないかと思
ひますが、しかし大体におきまして、民
間の経験等があります場合にございま
しては、他の実情等も比較的わかりい
い場合が多いと思ひますので、あとの訓
練よろしきを得ますならば、私は安
な結論を得られるのではないかと思
ひます。なお先ほど府県単位に
配置すると申し上げましたが、それは
単に国税庁の役人がある一定の地区に
出張りまして、そこで仕事をやるとい
う意味のものでございまして、各府県
ごとに役所を設置するといふことは性
質が違ひますので、その点つけ加えて
おきます。

○川島委員 そのグループは民間から
来た者も職員として待遇するといふこ
とになりませうが、その待遇関係など
どういふ形になつておられますか。
○高橋(審)政府委員 民間から採用
いたします協議団の要員につきま
して、官吏の待遇と全然同様でござい
ます。

○川島委員 そうすると民間に経験
のある人を職員とするという場合に、
その経験や年齢等によつて定めること
なるのであります。そうでなくて各
なるのであります。その相手方
によつてそれ／＼の待遇をするとい
ふことになるのか、あるいは政府であ
らうか、あるいは民間であるか、そ
れに当てはめて職員とするといふ形
になるのか、いずれであるか伺ひたい。
○高橋(審)政府委員 人事院規則及び
に給與に関する法令に基づきまして、官
吏の待遇と同じような基準によつて、
官吏として採用するつもりでありま
す。従ひまして協議団の要員であるが
ゆえに、特に特別の給與を出さとい
う建前には相なつておりませう。

○川島委員 それはわかるのですが、
そうすると何か漠然としてよくのみ込
めないのです。従来官職についてお
つた人ならば、その基準によつて大体
のさしができるわけですが、ところが
うでない、民間の純粋な畑に育つて
来た経験者、こういうことになるので
すから、おそれなく各業界におつた人
を職員とするのではないかと。そういう
場合に、やはり普通の低い官吏の待遇
を基準としたのでは、そういうりつば
な人はなか／＼求めにくいと思ひます
です。ですから政府としてもそういう
重要な

協議団の職員とするためには、ある程
度の給與ベースに當てはめるのだとい
うことはわかるのであります。それ
も、その給與額、そういうものは一
定の標準に上げたものでなければ、そ
の人材が適當に見つからない。こ
ういふ形になるのではないかと。そ
ういふことを考慮して、どの程度に
待遇をするかという問題は、あらか
じめ一定の方針があつてしかるべき
ではないか、かよりに思ひますので、
その具体的なことをお伺ひいたしま
す。

○高橋(審)政府委員 民間から採用
いたします場合にございしても、民間
における経験年数と大体同様に扱
ひたいと思ひます。なお現
在の制度におきましては、級別、定数
というものが非常に大きな意味を持
つてあります。協議団の要員につき
ましては、できるだけ高いところの級
別の多くの定数を得たいと思ひま
す。人事院と折衝中でございます。

○川島委員 その場合における協議
団の職員というものは、非常に重要な
役割を果すべき責任がある一定の
標準に上つなければ、その標準に
あつては、その知識経験を活用する
に足らないと思ひます。どうかそ
の点については十分政府も慎重に扱
われないことを望んでおく次第であ
ります。

○平田政府委員 この交際費の基準
をどうもやはり税務官吏あるいは税
務官の問題ですが、法人の交際費の
問題で至るところに閉着が起るわけ
でありませう。この交際費の基準とい
うものは、やはり税務官吏あるいは
税務官の問題ですが、法人の交際費
の問題で至るところに閉着が起る
わけでありませう。この交際費の
基準といふものは、やはり税務
官吏あるいは税務官の問題ですが、
法人の交際費の問題で至るところに
閉着が起るわけでありませう。

○平田政府委員 この交際費の基準
をどうもやはり税務官吏あるいは税
務官の問題ですが、法人の交際費の
問題で至るところに閉着が起るわけ
でありませう。この交際費の基準とい
うものは、やはり税務官吏あるいは
税務官の問題ですが、法人の交際費
の問題で至るところに閉着が起る
わけでありませう。この交際費の
基準といふものは、やはり税務
官吏あるいは税務官の問題ですが、
法人の交際費の問題で至るところに
閉着が起るわけでありませう。

○平田政府委員 この交際費の基準
をどうもやはり税務官吏あるいは税
務官の問題ですが、法人の交際費の
問題で至るところに閉着が起るわけ
でありませう。この交際費の基準とい
うものは、やはり税務官吏あるいは
税務官の問題ですが、法人の交際費
の問題で至るところに閉着が起る
わけでありませう。この交際費の
基準といふものは、やはり税務
官吏あるいは税務官の問題ですが、
法人の交際費の問題で至るところに
閉着が起るわけでありませう。

○平田政府委員 この交際費の基準
をどうもやはり税務官吏あるいは税
務官の問題ですが、法人の交際費の
問題で至るところに閉着が起るわけ
でありませう。この交際費の基準とい
うものは、やはり税務官吏あるいは
税務官の問題ですが、法人の交際費
の問題で至るところに閉着が起る
わけでありませう。この交際費の
基準といふものは、やはり税務
官吏あるいは税務官の問題ですが、
法人の交際費の問題で至るところに
閉着が起るわけでありませう。

○平田政府委員 この交際費の基準
をどうもやはり税務官吏あるいは税
務官の問題ですが、法人の交際費の
問題で至るところに閉着が起るわけ
でありませう。この交際費の基準とい
うものは、やはり税務官吏あるいは
税務官の問題ですが、法人の交際費
の問題で至るところに閉着が起る
わけでありませう。この交際費の
基準といふものは、やはり税務
官吏あるいは税務官の問題ですが、
法人の交際費の問題で至るところに
閉着が起るわけでありませう。

○平田政府委員 この交際費の基準
をどうもやはり税務官吏あるいは税
務官の問題ですが、法人の交際費の
問題で至るところに閉着が起るわけ
でありませう。この交際費の基準とい
うものは、やはり税務官吏あるいは
税務官の問題ですが、法人の交際費
の問題で至るところに閉着が起る
わけでありませう。この交際費の
基準といふものは、やはり税務
官吏あるいは税務官の問題ですが、
法人の交際費の問題で至るところに
閉着が起るわけでありませう。

○平田政府委員 この交際費の基準
をどうもやはり税務官吏あるいは税
務官の問題ですが、法人の交際費の
問題で至るところに閉着が起るわけ
でありませう。この交際費の基準とい
うものは、やはり税務官吏あるいは
税務官の問題ですが、法人の交際費
の問題で至るところに閉着が起る
わけでありませう。この交際費の
基準といふものは、やはり税務
官吏あるいは税務官の問題ですが、
法人の交際費の問題で至るところに
閉着が起るわけでありませう。

○平田政府委員 この交際費の基準
をどうもやはり税務官吏あるいは税
務官の問題ですが、法人の交際費の
問題で至るところに閉着が起るわけ
でありませう。この交際費の基準とい
うものは、やはり税務官吏あるいは
税務官の問題ですが、法人の交際費
の問題で至るところに閉着が起る
わけでありませう。この交際費の
基準といふものは、やはり税務
官吏あるいは税務官の問題ですが、
法人の交際費の問題で至るところに
閉着が起るわけでありませう。

○平田政府委員 この交際費の基準
をどうもやはり税務官吏あるいは税
務官の問題ですが、法人の交際費の
問題で至るところに閉着が起るわけ
でありませう。この交際費の基準とい
うものは、やはり税務官吏あるいは
税務官の問題ですが、法人の交際費
の問題で至るところに閉着が起る
わけでありませう。この交際費の
基準といふものは、やはり税務
官吏あるいは税務官の問題ですが、
法人の交際費の問題で至るところに
閉着が起るわけでありませう。

しましては、売上金額とか、資本金額、利益金額あるいは附加価値額といったようないろいろな基準がございまして、それを目下各種の企業につきまして資料を集めて検討中でありまして、なるべくよくなるべき基準を明らかにしたいと思っております。ただ実務問題といたしましては、最近は一時期よりもやや交際費等で多額を出すという傾向が少なくなつたようございまして、あまり交際費の否認でむりをするようなことはいかかかと考えますので、常識上妥当と認められる方法によりまして解決したいと思つておるのであります。具体的な基準だけで一律に参ります場合もあるかと思つて、ある程度これは伸縮性のある基準にいたしまして、やはり事実認定の問題を残しておくという必要があるかと思つておるのであります。なおその辺は会計学者等の意見も聞きまして、目下今申し上げましたような方向で、最後の具体案をつくるべく努力いたしておる次第であります。

○川島委員 今の交際費の問題はなかなかやつつかいな問題を各地で引起しておるのであります。今後ともそういう問題が起つて、納税者と税務署の間に当分紛議が絶えないのではないかと思つておる。政府がそのときどきの認定、これはもちろん認定も必要でありまして、しかしながら売上金、資本金その他のことを勘案して一定のやはり用途というものはあつた方がよいのではないか。そういうことがないので各法人においては、また法人の事業の性質によりましては、交際費が非常に多額に必要な法人もありますし、また比較的の少くして済む事業形態のものもある

わけでありまして、その中でもやはり一定の用途があつた方が法人としても非常に扱いがよいし、税務署とその都度紛議を起さずして済むのではないかと申すわけでありまして、今の局長の話によりまして、まだ大体認定で行くというお話でありまして、局長自身の考えといたしましては、この際どの程度が適当でないかというような腹案でもありまして、示しておいていただきたいと思つておる。

○平田政府委員 目下その点につきましては資料をとり集めて、売上金額を標準としますか、資本金あるいは利益金額によりまして、それから企業によつてある程度の差をつけますか、なか／＼複雑になつておるようでありまして、あまりに細過ぎますと実情に反する。基準を設けないでやつて行くことと税務署と納税者の間に紛争を起すことにもなりませんから、なるべく基準で解決できるようにしまして、しかし若干の点はやはり場合によつては認定にまかせるということにせざるを得ないのではないかと申す考え方で、目下具体案を作成中でありまして、実際問題としてあまり否認を多くしまして、トラブルを起すという必要もなからうと考へておるのであります。そういう趣旨で目下資料を集めてやつておるわけでありまして、具体的にはなか／＼複雑しております、申し上げにくいのであります、大体はその趣旨で遺憾なきを期したいと思つておるわけであり

料、こういう問題についても、いろいろな紛議を起す場合が、税務署との間にあるわけですが、私も多少の事業をやつておりました、こういう問題についてはたゞ／＼税務署と意見の相違を来す場合がある。たとえば旅費は実費といたしまして、宿泊料の問題などはこの若干低目になりまして、たけれども、まだなか／＼相当の費用を要する必要がある。こういう問題について、実務必要で支出したのであるけれども、税務署はそれをなか／＼認めないという場合が往々ありまして、困る場合があるわけですが、これはおそれる各法人とも全国的にそういう問題が起つておるのではないかと思つておる。この際こういうた宿泊料のごとき問題について、政府は実際に世の中にとられております宿泊料についてほんとうの実費を認めるのか。要するに政府が定めた簡単な公定宿泊料、こういうものだけを認めて、ほかは認めないという考え方で行くのですか。でき得ればやはり実費の宿泊料を認めることが実際の私には思つておるのですが、その点はどういう考え方を持っておりますか。

○平田政府委員 旅費とか宿泊料とかいう問題であります、実際に会社が営業のために支出したもの、これは原則としてもちろん損金として算入すべきものだと思います。従つてその目的が申しましたような目的であります場合にございましては、額のかんを問わず、当然会社の損金に相なるのでございまして、ただ実際問題としては、そういう機会にやはり個人的な目的で、宿泊料を出してもらうという場合が相当ある

らうかと考えます。そういう場合はやはりやとすると宿泊料の額が多額にかさむ場合が出て来ると思つておる、そういう場合にございましては、これは事実認定の問題でございまして、これを法律なり政令等で規定するということとはなか／＼困難のようございまして、その性質をよく調べて、妥当な判断を下すほかないのではなからうか、かように考へておる次第でござい

○川島委員 この宿泊料等の問題については、実は私の身辺に一つあるのであります。それは農業協同組合の幹部がある取引のために九州の方へ出張してございまして、いろいろな都合から手遠いがありまして、約一箇月も滞在せざるを得ないという事情に遭遇してしまつた。九州の方へ行つておりました、協同組合から途中で送金してもらつたりなどして、辛うじて宿泊料を拂つて引揚げて来た。そこに税務署から来て、帳簿を見て宿泊料が多過ぎる。それをいくらか説明しても納得せぬ。しかも帰つて来た職員はきちょうめんにかやんと領收書を持つて帰つて来た。そういう事情についてそれを認める認めないでございまして、どうもそういうことからいまして、こういうた法人の旅費、宿泊料につきましても、未端の税務署の人たちがややもすれば單なる常識的認定でやるから、そういう場合もあり得るのです。一箇月もかかつておるといふようなことは協同組合のみならず、他の会社、大工場等にはたゞ／＼ある。一箇月もおりますと相当な金額になつてしまふ。これは宿

泊料としては高いじやないか、多過ぎるじやないかというところで問題が起るのですが、そういう場合は実際にかかつたものは、実費としてこれをすなおにやはり認めて行く、かように思つておる。これは実務的ではない、かように思つておる。この際どの程度が適当でないかという方針でございまして、できるだけその実情をすなおに認めるという方針で行く方がよいのではないか。悪意を持つてする人は別です。脱税を目的等にする人は別ですが、正直なことでこれは悪意だ、こ

う一方的に解釈をして取扱いをするという方がございまして、まことに好ましくないことであり、できるだけそれは避けて行く方がよいのではないか、こう思つておる。そういうたことについて適当な指導をこの機会にお願ひしておきたいと思つておる。それから次に伺ひたいと思つておるが、富納税の關係であります。これは五百万以上の資産に対する補充であります、すでにどなたから聞かれたとすればまことに恐縮ですが、五百万、一千万、二千万、五千万という段階をつけておられます。現在日本の国内でこれに該当する人員、資産等の調査がまだめしおありだと思つておる、それがあれば、その機会にお示しを願ひたいと思つておる。

○平田政府委員 川島委員のお話になりました前段の問題につきましては、要するに現実にはそういう費用を要していたかどうか、その事実を明らかにするということ、それから目的が先ほど申し上げましたように、会社なり事業の目的であるかどうか。その点をばつきりいたしますれば、これは当然認むべきものと考へます。ただ非常に異

○川島委員 それからなお法人に関することですが、使用人の直接人件費の給與は別ですが、旅費、あるいは宿泊

○平田政府委員 旅費とか宿泊料とかいう問題であります、実際に会社が営業のために支出したもの、これは原則としてもちろん損金として算入すべきものだと思います。従つてその目的が申しましたような目的であります場合にございましては、額のかんを問わず、当然会社の損金に相なるのでございまして、ただ実際問題としては、そういう機会にやはり個人的な目的で、宿泊料を出してもらうという場合が相当ある

○川島委員 この宿泊料等の問題については、実は私の身辺に一つあるのであります。それは農業協同組合の幹部がある取引のために九州の方へ出張してございまして、いろいろな都合から手遠いがありまして、約一箇月も滞在せざるを得ないという事情に遭遇してしまつた。九州の方へ行つておりました、協同組合から途中で送金してもらつたりなどして、辛うじて宿泊料を拂つて引揚げて来た。そこに税務署から来て、帳簿を見て宿泊料が多過ぎる。それをいくらか説明しても納得せぬ。しかも帰つて来た職員はきちょうめんにかやんと領收書を持つて帰つて来た。そういう事情についてそれを認める認めないでございまして、どうもそういうことからいまして、こういうた法人の旅費、宿泊料につきましても、未端の税務署の人たちがややもすれば單なる常識的認定でやるから、そういう場合もあり得るのです。一箇月もかかつておるといふようなことは協同組合のみならず、他の会社、大工場等にはたゞ／＼ある。一箇月もおりますと相当な金額になつてしまふ。これは宿

泊料としては高いじやないか、多過ぎるじやないかというところで問題が起るのですが、そういう場合は実際にかかつたものは、実費としてこれをすなおにやはり認めて行く、かように思つておる。これは実務的ではない、かように思つておる。この際どの程度が適当でないかという方針でございまして、できるだけその実情をすなおに認めるという方針で行く方がよいのではないか。悪意を持つてする人は別です。脱税を目的等にする人は別ですが、正直なことでこれは悪意だ、こ

例に属します場合には、税務官署を納得せしめるだけの適当な証拠なり資料を提供していただく必要がありま

○川島委員 それらの富裕者に対する課税の場合には、一種の非課税目標が

○川島委員 通常その生活に必要なと

○川島委員 さらに再評価の点でも

○平田政府委員 ここに「生活に通常必要な家具、什器、衣服その他の動産」といたしておりますが、「生活に通常必要な」というのは、やはり私はその人の生活程度に依りて通常必要なもの、

○川島委員 通常その生活に必要なと

○川島委員 さらに再評価の点でも

○平田政府委員 まことにごもつとも

○川島委員 さらに再評価の点でも

○平田政府委員 お話の通りであります

○川島委員 さらに再評価の点でも

○平田政府委員 お話の通りであります

○川島委員 さらに再評価の点でも

○平田政府委員 お話の通りであります

○川島委員 さらに再評価の点でも

○平田政府委員 お話の通りであります

○平田政府委員 再評価につきましては

○川島委員 さらに再評価の点でも

○平田政府委員 お話の通りであります

○川島委員 さらに再評価の点でも

納めるのでありますが、再評価税を納める額は従つて超過所得税が軽くなつただけ、再評価税をかりに納めるにいたしましたも軽くなるわけでありまして、負担は相当ふえるということにもなりませんし、再評価をしたことに基きまして、法人税がかかるべき部分に對して六多の課税が行われるのであります。まず私は合理的に計算なさいますれば、中小企業の場合におきましても、この再評価法に基きまして再評価をされた方がやはり得でありますし、またそれは大体において可能ではなからうか、かように考へておる次第であります。

○川島委員 それに對しては意見があるのですが、省略いたします。

さらにお伺いしますのは、これもどなたか聞かれたじやないかと思ひますが、私がかつて存じませんので何うのですが、再評価に關する審議會、調査会というものが出来るわけですか。この審議會、調査会の構成等についてまだ私詳しく知つておりませんが、どういふ構成になるのでありますか。

○平田政府委員 この審議會は大体中央に設置しまして、この分については何と申しますか、方針、基準等を定めるのがその主たる目的であります。この審議會はここに書いてありますように、民間の學識経験者並びに關係各省の役人等が入りまして、たしか四十人以内で構成することにいたしてあります。これは一つであります。それから中央にも一つ再評価調査会というものを設置するのでありますが、これは主として具體的なケースに對する再評価に關して、問題のある事項を取扱うのでございます。これは国税庁に設

置することにしてあります。それから各国税局ごとに地方の再評価調査会を設置するのでありますが、これは原則として、これもやはり具體的なケースに對する再評価に關する事項を取扱うということになつております。たとへば再評価をしたものが一定の報告書を政府に提出するわけですが、政府がそれに対して調査をしまして違つた決定を行つた場合、それに対して異議があるような場合に對しましては、すべて再評価調査会の諮問を経まして、それ／＼その処分を決定して行くことに相なるのであります。それと更正決定等に關する重要な事項に關しましては、それぞれ国税局長、国税庁長官は必要に応じて諮問することにしてあります。大体さうな構成になつております。

〔委員長退席、北澤委員長代理着席〕

○川島委員 調査会は何人ぐらいですか。

○平田政府委員 中央の再評価調査会は、これはやはり四十人以内で組織することにしてあります。それから地方の再評価調査会は三十人以内で組織することになります。

○川島委員 もうちよつとお尋ねした方でお伺いしたいのですが、今回も引き続き通報制を設けてやることになつております。この通報制の賞金は最高五十万ということですか。最近における通報制による実績というものはどの程度でありましたか。また今後これを置いて相当期待すべき実績を上げることのできるような見込みでありますかどうか。それを伺いたい。

○高橋(衛)政府委員 二十四年度分の報告はまだとりまてないのであります。二十二年と二十三年年度の報告は入つておりますから申し上げます。二十二年に對しては通報を受けました件数が九千六百二十八件でございます。そのうち実際に調査いたしましたものが六千二百件、なお第三者通報によりまして、報奨金を出した件数に對しては、報奨金を出した件数が二万四千四百九十九件、金額が二百一十四万四千七百七十九円でございます。二十三年に對しては、第三者通報を受けました件数が二万三千四百九十九件、金額が二百一十四万四千七百七十九円でございます。そのうち調査をいたしました件数が一万二千七百七十三件でございます。しこうしてこれに對して報奨金を交付いたしました決定いたしましたものが二百九十四件、金額が六十四万四千七百七十九円、金額が二百九十四万四千七百七十九円でございます。二十三年に對しては、調査をしたものが六件、金額が百万五千円でございます。

○川島委員 この通報の件数が大分ありまして、それに対する実際の調査の件数は非常に少いということになります。その間に何かそれ／＼の国税庁において、あるいは税務署においての勘で行つて、これは交付すべき、調査すべき性質のものであらうと考へてやられたのでありましようが、この通報制に基き、この数字というものは、何か弊害も多少あつたという事実もあつたのでありましようし、またそのために非常に助かつた事実もあつたのでありましようが、何か弊害の点についてお感じにな

りましたことがありましたら、聞かしていただきたいと存じます。

○高橋(衛)政府委員 第三者通報制によりまして、税務官庁にいたしましては相当多数の資料を実際に見て調査しておりますので、これに基いて調査した結果、相当の脱税を発見して参つておるのであります。従つて今後この制度はぜひ続けて行きたいと考へておる次第であります。なお受付件数に對しては、調査した件数が約半数になつておるのでございまして、大体経験者が見ますと一見して大体価値のあるものであります。最近漸次具體的なよい通報が出て参るようになったのであります。先ほど数字を申し上げました通り、たとへば昭和二十三年に對しては、一万二千件の調査をいたしました。結局その通報に基いて、これだけの脱税額が出たから、報奨金を差上げるという数は、わずかに二千四百九十九件であります。従つてなかく具體的な確かな通報がさう多くないということは、これによつてもお察しができるかと思ひます。

○三宅(剛)委員 ちよつと関連して申します。今通報ということとございまして、私はこれにちよつと関連して、大上委員から承したわけでありま

が、税務署長に對しまして国税庁なりあるいは主務局から通報というのであります。その一部分を本委員会に、委員長あてに寫しを出していただきたい。これが必要だと思ひます。お出しにならぬようでありまして、申し上げます。

〔北澤委員長代理退席、委員長着席〕

もう一つ申し上げておきたいことは、これは各会社が税務署に對しまして、税務署から会社の設立当初の貸借対照表、財産目録、株主名簿を出せという事で出したにかかわらず、三箇月たつてからまた出せといつて来ておる。これははなはだ不都合であります。が、事實の通報に關するものであります。が、これは税務署に對して必ず各会社の出したものはきちんとしておくれ、こゝろにしたいと思ひます。

○高橋(衛)政府委員 御承知の通り脱税は非常に厄大にわたつておりますので、これを全部確かめるといふことになりまして、相當の時日を要しますので、できませんればそのうちどれが必要だといふことをお話しさせていただきます。その分だけでしたらきわめて迅速に差上げることができると思つております。なお従来通報制はあまり公表してなかつたのでありますが、国税庁から発行いたしましたから、国税庁報にほとんど大部分掲載いたしました。これは一般にも配付と申しますか発行してありますので、これによつてよく御承知を願ひたいと思ひます。なお後段の何回も申告書をとるといふ問題については、これは以前さういふことがちよつとあつたように承りまして、

まことに恐縮しておる次第であります
が、各務務署における帳簿の整理、そ
の他株式の整理の整理をきわめて厳格
にいたすようにして参つておられます
で、今後は漸次そういうことの網減を
期するようになつておられます。

○川島委員 それからなお伺いま
すが、これは五十万以上の所得者を税
務署ごとに公示することなど
です。これは五十万以上の所得者は例
外なく公示をするのか、それとも五十
万以上の所得者にして滞納等があつた場
合に公示をするのか、その点はどうな
りますか。

○平田政府委員 これは本人の確定申
告額が五十万円以上の者については、
一種の簡便簿をつくりまして、それを
公衆の目のつきやすい場所に置いてお
くというふうな方法によつてやります
ので、全部やるわけでありませぬ。

○川島委員 それからまた少しごまか
くなるのでありますが、これは酒税の
関係であります。国税長官がおわかり
かどうか、わかつておれば幸いなんで
すが、最近農村における報奨酒類の辞
退が非常に重なつて参つておる。それ
で酒その他を合せて先般の新聞紙上で見
ますと、全体で金額にすれば十億にも
なつて来ておるといふような新聞など
も見て、いかに農村が報奨の酒すらも
受取れない困難な事情になつて来たか
というのを証明するに値するもので
すが、現在どういつたものについてど
のくらい辞退の数ができておるのか。
それがわかつておれば示してもらいた
いのです。
それからもう一つは、ついでに申し
上げますが、酒類に対して一般飲食店
は、加算税をつけた酒類を出すというこ

とになつておる。高級料理店や何かの、
そういう事柄は私も異議がないので
ありますが、ことに一般勤労者がひん
びんとして活用いたします大衆酒
場、こういうところの酒類に対して
加算税をつけるという事は、どうか
という感じがいたすのであります。が、
その事柄について何か政府は別途に処
置するといふような考えがないか。研
究する余地がないかどうか。それをちよ
つとお尋ねしておきたいと思ひます。

○高橋(翁)政府委員 農家に配給いた
しました酒の辞退の数量は、ただいま
ここに報告を待つておりません。来年
度におきましては、従来辞退の数量が
相当多いといふことを聞いております
ので、配給の方法を研究いたしまして事
前に大体の計画を立てて、その必要の
都度差上げるといふふうなことにして
合理化して行きたいと考えておしま
す。従来は植付のときにいたしまして
も、刈入れのときにいたしましては、
突はその配給の時期が非常に遅れまし
たために、ほんとうに必要なときに配給
がないといふことがありましたので、
そのために一時に大きな配給を受け
る。またその配給酒を賣るところの現
金がそのときにはないといふようなこ
とのために、辞退も多かつたろうと思
うのであります。今後はそれらの点を
十分考へまして、年度当初から一定の
計画をもつて、必要なときにその都度
引取れるといふような制度に改めて行
きたいと思ひます。

○平田政府委員 酒場、料理店等の酒
の値段でございませぬが、今回地方の遊
興飲食税の税率を、百分の五十から百
分の四十に下げる見込みでございま
す。酒場、料理店の方の小売価格は
今よりもわずか下がると思ひます。増税
にはならないといふことをこの機会に
申し上げておきます。

○竹村委員 この際資産再評価の点で
問題になつておるところを質問してお
きたいのですが、賠償指定資産とい
うものは、再評価から除外されてお
るのですが、現在それは一体どのくらいあ
つて、どういふふうなこれを貸與し
て、どういふふうな使用料をとつてお
るかといふようなことをお聞きした
い。

○平田政府委員 賠償指定資産の現在
の状況につきましては、もしも必要が
ありますれば、関係者から説明しない
となく、簡単に御説明することにはむ
づかしいかと思ひます。特にこの税法
の御審議の上におきまして、そういう
必要があるかどうかわかりませんが、
適当な機会に別途に御説明するよう
にしたいと思ひます。どうかと思ひま
す。これは解除がきまりました際に再
評価をするといふ考えでございませ
ん。指定している間は再評価しないとい
う考えであります。

○竹村委員 それではそのときでけ
つて、今後この方針を続けて行きたい
と思ひます。この範囲を漸次拡大して参りますと、その限界が

非常に困難でありますし、またその目
的等から考へましても、酒税確保の上
から考へましても、大体現在の方針を
継続して行きたいと思ひます。増税
であります。

○平田政府委員 賠償指定資産につ
きましては、いろいろ研究してみたい
と思ひますが、大体どういふ扱いで
ございませぬ。お話しのような場合にお
きましては、大部分解除を最近やつて
おるようでございますから、それによつて
解決するのではないか、こういう考
え方を
ございませぬ。

○竹村委員 それは別の機会にまた詳
しく御質問すると思ひます。統一
して一つお聞きしておきたいのは、
たとえば従来は会社で大体減価償却が
できないので、補修費等の形で資産を
蓄積して行く、こういうふうな会社
が非常に多いのです。これは果
然の会社で、他面も一つは非常に経営が困
難で赤字になつておる会社がある。こ
ういふ場合に資産再評価をやりました
と、関係において、一体今まで補修費等
を名目的に計上いたしましたとして、
蓄積して参りました会社が再評価する
のと、赤字で非常に困つておる会社
が再評価するのでは、どういふふう
な違いがあるかお知らせ願ひたい。

○平田政府委員 今までは修繕費
等を出しまして、実際は設備の維持を
相当やつておるといふ企業の場合にお
きましては、再評価になりましても償
却額が若干ふえるだけにとどまること
になりまして、比較的案に再評価が
できることにならうと思ひます。た
だその点につきましても、修繕費に該
当すべきものであるか、あるいは資本
的支出に該当するものであるか、従来

貸與して、使用料をとつておるとい
う場合は、そうすると勢い解除される
ではもとの使用料、固定資産の減価償
却が大きくなるので、そのままになる
といふことになりませぬか。

○平田政府委員 賠償指定資産につ
きましては、いろいろ研究してみたい
と思ひますが、大体どういふ扱いで
ございませぬ。お話しのような場合にお
きましては、大部分解除を最近やつて
おるようでございますから、それによつて
解決するのではないか、こういう考
え方を
ございませぬ。

におきましても税法の解釈に従いまし
て税金をきめておりますが、特にその
点につきましても、今後できる限り理
論にかなつた基準を設けまして、實際
の調査の際におきまして、税金の区
分を明らかにしたいと思ひます。お
ま、それから今まで修繕費等をほとん
ど出せなかつたような企業におきま
しては、おそろく経理状態の悪い企業
であろうと思ひますが、こういう企業
はたゞ／＼申し上げましたように、よ
ほど勉強しまして増価をはかるか、あ
るいは企業の内部分を合理化して能率を
上げるか、あるいは生産物の値段を場
合によりましては高くするか、いずれ
の方法によりまして利益を上げるよ
うにしまして、それで償却をやつて行
くことにならんじやなからうかと考
へます。

○竹村委員 もう一つ統一してお聞き
したいのですが、たとえば現在の農村の
農業協同組合の経営は赤字経営で
す。これが資産再評価をいたしました
と、もちろん協同組合の持つておるの
は大したものでない。家屋とか脱穀
機、そういうものだらうと思ひます
が、それを再評価いたしました場合に
も、もちろん経理上は、赤字は再評価
額において何とか補填することになる
と思ひますが、勢い今度は償却は大き
いものが出て来る。従つてまた赤字が
累積するわけですが、こういうものは
結局は資産再評価をやらぬ方がほん
と／＼堅実じやないかと思ひますが、
これに対してひとつ御見解を伺いた
い。

○平田政府委員 今のお話の、赤字に
なつて、現在だけでなく将来も利益
を上げる見込みがない、こういう企業

におきましても税法の解釈に従いまし
て税金をきめておりますが、特にその
点につきましても、今後できる限り理
論にかなつた基準を設けまして、實際
の調査の際におきまして、税金の区
分を明らかにしたいと思ひます。お
ま、それから今まで修繕費等をほとん
ど出せなかつたような企業におきま
しては、おそろく経理状態の悪い企業
であろうと思ひますが、こういう企業
はたゞ／＼申し上げましたように、よ
ほど勉強しまして増価をはかるか、あ
るいは企業の内部分を合理化して能率を
上げるか、あるいは生産物の値段を場
合によりましては高くするか、いずれ
の方法によりまして利益を上げるよ
うにしまして、それで償却をやつて行
くことにならんじやなからうかと考
へます。

はおそらく再評価はできないと思いが、たゞ設備等の場合におきましても、ほんとうに価値を評価しますと、いわゆる陳腐化しておるといふものゝ該当するかも知れないと思ふのでありますが、そういう企業はでない、あるいはやらないといふのはいたし方なからうと思ひます。しかし大体的場合においては、今は利益がなくとも、とにかくこれだけ物価水準が高くなつておりますから、現在の物価水準にある程度まで合せまして償却しまして、それで企業をやつて行くといふことでなければ、ほんとうの企業の維持発展はとうていできないのでありまして、むしろできないといふのであります。むしろ、何とかできるよゝうに事業の成績を上げてやつて行くといふのが、経営者のとるべき道ではなからうかと考へます。今利益がない場合におきましては延納を認めますから、再評価しても再評価税を納めるために困るといふことはございませぬ。五年先になりまして再評価額を出資等に振りかえす場合に、その機会に延納になりまして税額を納めてもらへばよいといふことに相なるのでございませぬ。従いましてそういう企業の場合におきましても、何とかひとつ努力をされて再評価されて、やはり償却をして行く。それによつて初めてほんとうに企業の維持ができる。こういうことになるのではないかと考へる次第であります。

○竹村委員 非常にけつこうで、明らかにたつたわけでありませんが、そういったしと資産再評価といふのは、やはり利潤のある黒字経営をやるよゝうな企業は再評価いたしまして、減価償却をやつて行くといふよゝうなことにありますならば、非常に資本の蓄積になりまゝで、結局におきましても一体現在赤字で、しかも将来も物価でも上げて、購買力がふえれば上げたいといふのでなければ、そう上げてよいやうがない。結局は、今企業といふものが、あまり大してこれによつて資産の蓄積どころか、結局は何もならぬといふことになるのでございませぬ。

○平田政府委員 私は大勢として、最近大分状況が悪くなつておる企業もありまして、企業はやはり今後経済の安定に伴ひまして、経営を建て直し得る自信と申しますか、建て直すといふ方向に一般的に向うのではないかと。従いまして大部分の企業はやはり再評価の原則に基きまして、再評価するといふことに行き得るのではないかと考へるものでございませぬ。現状だけにとらわれぬで将来の見通し等もつけられて、再評価されることを政府として期待いたしておる次第でございませぬ。またそれは相当可能だと私は考へておるのであります。

○竹村委員 さつき川島委員から資産再評価審査会とかあるいは調査会とか、こういう点について構成をお聞きになつたので、重ねてお伺ひいたしたいのは、大体今まで明らかになつたよゝうに、一応資産再評価をやりまして減価償却が大きくなりまして、結局におきましては物価を上げない程度と、こういうふうにおつしやつておられますが、上げない程度にやりまして、やはり従来からたとえば労働争議などが起つて労働者の賃金値上げ

の要求の経営者との交渉の際には、やはり減価償却をどのくらいに見るかといふことが団体交渉などのときには一応論争の中心になつたのであります。従つて今度再評価されて減価償却が法的に大きくなつて来る。従つて今度賃金値上げ等の場合におきましては、この減価償却をめぐつて、こういうふうに行かぬのだからといふ形で、勢い労働賃金が押えられて来ると考へられる、そういう点から考へまして、この再評価審査会あるいは再評価調査会といふよゝうな構成に對しましては、ここに働いておる労働者諸君とも大きな関係があると思ふのですが、そういう場合に労働組合等の代表をここに入れてございませぬが、これは入れる方がよいのではないかと私は思ふのです。これに對する御見解を承りたいと思ひます。

○平田政府委員 再評価調査会の方は相当個別的計数、具体的な事件を取扱うところのことでございませぬので、やはり民間のその道の専門家等をもつて構成するのが適當ではないかと考へております。再評価審査会の方は若干全体の方針等をきめさせていただきます。この方にはなるべく各方面の委員に入つていただきまして、適正をはかるという方向がよいのではないかと考へますが、いまだ具体的な、今お話のありましたよゝうな点まで話が行つておりませぬので、よく相談しまして、できるだけ適正な運営ができるよゝうに行きたいと思ひます。

○竹村委員 前に財産税を納付するとすには、財産税を査定する査定委員会か何か、地方におほつてつくられておつたと思うのですが、この結末は地方においてあまり芳ばしくなかつたとわれ／＼は考へております。今度のそのよゝうな資産再評価に對するいろいろな機関をつくられました場合に、それと同じよゝうな結果に終らないかと考へるのですが、これに對してどういふふうにおつておられますか。

○平田政府委員 今度の資産再評価は、御承知のよゝうに任意でございませぬ。これがもしも最初のシャープ勧告通り強制的にやることになりまして、私は委員会の任務がきつめて重大なものになつて来ると思ひますが、任意に告を認めないといふのは、どちらかとも申しますと過大評価になりますから、償却決定を認めないといふ場合が多数だらうと思ひますが、そのよゝうなことは最近の状態等から考へまして、そう多くはないのではなからうかといふことを考へますと、調査会等の任務は、それほどとく必要でないといふふうにも考へられるのでございませぬ。従つて調査会はもろろん必要がある場合におきまして、適當な意見を出すといふことになりませぬが、それほど困難なことではないと私も考へておるのであります。

○竹村委員 先般からいろいろ質問申し上げて、大体政府の方針もわかつたのであります。また昨日農林委員から大臣に尋ねられまして、大体大蔵大臣の考へておられる意図もわかつたのであります。予定申告の問題です。この予定申告をする場合におきましては、前からもいろいろ問題になつておりますよゝうに、前年度の所得を下らないと

か何か、地方におほつてつくられておつたと思うのですが、この結末は地方においてあまり芳ばしくなかつたとわれ／＼は考へております。今度のそのよゝうな資産再評価に對するいろいろな機関をつくられました場合に、それと同じよゝうな結果に終らないかと考へるのですが、これに對してどういふふうにおつておられますか。

○平田政府委員 今度の資産再評価は、御承知のよゝうに任意でございませぬ。これがもしも最初のシャープ勧告通り強制的にやることになりまして、私は委員会の任務がきつめて重大なものになつて来ると思ひますが、任意に告を認めないといふのは、どちらかとも申しますと過大評価になりますから、償却決定を認めないといふ場合が多数だらうと思ひますが、そのよゝうなことは最近の状態等から考へまして、そう多くはないのではなからうかといふことを考へますと、調査会等の任務は、それほどとく必要でないといふふうにも考へられるのでございませぬ。従つて調査会はもろろん必要がある場合におきまして、適當な意見を出すといふことになりませぬが、それほど困難なことではないと私も考へておるのであります。

○竹村委員 先般からいろいろ質問申し上げて、大体政府の方針もわかつたのであります。また昨日農林委員から大臣に尋ねられまして、大体大蔵大臣の考へておられる意図もわかつたのであります。予定申告の問題です。この予定申告をする場合におきましては、前からもいろいろ問題になつておりますよゝうに、前年度の所得を下らないと

いうことが、一応原則になつておるのですが、大蔵大臣はこれに對しては非常に心配したので、個々の税務署長にも十分実情を調査して、そういうことなからしめるよゝうに話をして、そういうよゝうな方法をとりたいといふふうにい言つておられるのでございませぬ。また局長さんはこれは予定申告だから、確定申告のときにそれだけ引いたらいいじやないかと簡単におつしやるのでございませぬが、しかしこのことはやはり一応重大な問題でありますので、特にこの際明らかにしておきたいのは、こういう個々の実情におきましては、昨年度よりも少いといふことを認定するのは、やはり税務署長さんがおやりになるのか。あるいは前からの質問においては、政府がこれを指示される場合もあるのですが、政府が一方的に認定した場合においてはしかおやりにならないのか。あるいは民間のどなたかの意見をお聞きになつて、事実昨年度よりも所得が減少している場合は、そういう処置をおとりになるのか。これだけを明らかにしておいていただきたいと思ひます。

○平田政府委員 前年度実績に應じます予定申告の制度の運用につきましては、もちろんこの制度を設けた本旨に従ひまして、極力適正を期することにいたしたいと考へます。今のお尋ねにつきましては、もちろんこれは税務署長が承認を與えるわけでありませぬ。それからまた法律に定めまして一定の要件に該当する場合においては、税法はこれに承認を與えなければならぬといふことになつておるのでございませぬ。そういう場合においては、もちろん

か何か、地方におほつてつくられておつたと思うのですが、この結末は地方においてあまり芳ばしくなかつたとわれ／＼は考へております。今度のそのよゝうな資産再評価に對するいろいろな機関をつくられました場合に、それと同じよゝうな結果に終らないかと考へるのですが、これに對してどういふふうにおつておられますか。

○平田政府委員 今度の資産再評価は、御承知のよゝうに任意でございませぬ。これがもしも最初のシャープ勧告通り強制的にやることになりまして、私は委員会の任務がきつめて重大なものになつて来ると思ひますが、任意に告を認めないといふのは、どちらかとも申しますと過大評価になりますから、償却決定を認めないといふ場合が多数だらうと思ひますが、そのよゝうなことは最近の状態等から考へまして、そう多くはないのではなからうかといふことを考へますと、調査会等の任務は、それほどとく必要でないといふふうにも考へられるのでございませぬ。従つて調査会はもろろん必要がある場合におきまして、適當な意見を出すといふことになりませぬが、それほど困難なことではないと私も考へておるのであります。

情勢をもよく取調べまして、極力適正な運用をはかることに努力いたしたいと考へておるのであります。諸般の情勢を調べる場合に、もちろん各方面の実情等もよく調査し、意見も聞くというところは大切かと考へる次第であります。

○竹村委員 もしその場合に税務署長にそういうことを申請しても、いや昨年より多いのだというように意見の相違した場合においては、納税者は一体どういふような処置をとつてこれを防ぐのですか。

○平田政府委員 税務署長が承認しないことに対しては、不服があります。場合におきましては、再調査、審査ができるわけでありまして、ただこれは先般から言つておりますように、災害等によりまして所得が減少すると認められたとき、それから前年の実績に對しまして二割以上減少すると認められる場合、この場合は税務署長が承認を與えなければならぬというふうにしておるわけでありまして、こういう場合におきまして、それに対して異議があらぬ場合は、普通の更正決定に對すると同じように、再調査、再審査等ができるわけでありまして。

○竹村委員 最後に一点お聞きしておきたいのですが、大體大蔵省の方では、戦前たとえば昭和六、七年と現在とで、いわゆるいろいろの物価指数といふものをどれだけ上げましたか。昭和三十四年と昭和六年なら六年のあつた時期を一〇〇とするならば、現在ではどれだけ上つておるか。どれだけ上つておると考へていろいろの見込みを立てておるか、お聞きしたいのであります。

○平田政府委員 これはおそろしくいろいろな統計がございますし、竹村さん御存じの通りでございますし、いろいろあらためてここで申し上げることもなからうと思ひますが、あらゆる統計にそういうものが入つておるから、

○川野委員 宮腰喜助君。業者の団体の団体交渉といふものは、もうやらないといふようなお話を伺つておつたのですが、そういうことが現にまだ行われておるようでありまして、現に組合なんかにおける役員、たとへば理事長なり組合長なりが相當の業績を上げておるにもかかわらず、実際の末端の業者、そういう人たちが非常に税が重い、こういう不公平な問題があります。団体役員が税務署に出かけて行つて、そうして他人の税の軽減とか、自分の税の軽減をやつておる場合が非常に多いのですが、税務代理士でなくしてこういうことをやつておることは、非常に不合理に思ふのであります。それからまた今度の割当の問題で、實際調査もしないで頭から頭割りを下して来ておる例がたくさんありますが、この点について伺ひたいと思ひます。

○高橋(衛)政府委員 いわゆる団体交渉と申しますのは、シャープ勧告においても禁止されておるから、本来税は各個人の所得を正確に把握して、実相をつかむといふことによつて初めて公平を得るのでございまして、そういうふうな方法は厳格に禁じておるの

であります。なお昨年以來百万円以上の所得者、いわゆる大口所得者といふのは全部調査課の主管になりまして、全部実額調査によつてこれを決定するといふ方法をとつておるから、しかも大體の傾向を見ますと、これらの団体の幹部になられる方が、大部分は調査課の主管に移つておるから、従つてその幹部の方の所得を少くして、組合員または団体員の所得を重くするといふふうな方法も、漸次努力をいたしまして努力のしがいがないといふような状況に相なつて来ておるかと思ふのであります。ただししかしながらいろいろその業界の状況により、またはいろいろの資料をいただくといふ面につきましても、現在の税法においてもそれぞれ諮問をする権限も與えられておるから、また税務官庁といたしましては、できるだけ多数の資料を収集して、そしてできるだけ正確に所得を決定するといふことが理想であります。

それらの目的にかないます資料は、あらゆる資料を集めたいと考へておる次第であります。なお所得の調査をしないで所得の決定をするという点につきましては、何分にも人手が不足でありますので、完全な調査ができないで、間違ひは相当多いかと思ふのであります。しかしながら少くとも一回は必ず各戸に臨みまして、得られるところの資料は得て、それを定額だけ算定の基礎に使う。また算定の基礎に使用できない程度の場合におきましては、権衡でありますとかあるいは外形標準とかいふものによつて、何とかして所得の突相に近いものを把握して、所得の決定に努めておるから。

○宮腰委員 たいだいま長官からお話を伺つたのでありますが、昨年度の仮更正決定に對して異議の申請を出しておつたのでありますが、事実その異議の申請を出したにかかわらず、調査に來ないで、ある意味茶協同組合では頭割りで割つて來られて、そうして仮更正決定よりもなお三割もふやして来ておるのが大分不満のようであつた。組合の方が大分不満のようであつた。これは、いろいろ私事情を話して、税とを説明しておりますが、不満の方もあるようであります。

次に修理費の問題ですが、修理費といふものは、大體大きな修理は資産勘定に入れて、何年かで償却するのが普通の経理の処置ですが、單純に経費に落とすのと資産勘定に入れる場合とは、その場合によつて違ふだらうと思ひますが、これは何か限界があるものでしょうか。

○平田政府委員 修理費と資本的支出の限界は、りくつはいろいろ會計学者が説明しておりますが、實際の問題はなかなかお話し通りむずかしい点があるのであります。大體資産の流通性の価値を増加しまして、耐用年数を延ばすようになったといふような場合には、資本的支出だといふような定義——いろいろの定義がございまして、實際問題としてお話しするよりも、いろいろなものに照らして、極力適正を期したいと努力しております。今回なれば国税庁の訓令等でできるだけその点を明らかにして、限界をはつきりいたしたいと考へておるのであります。

○宮腰委員 それから減価償却の問題ですが、これは進駐軍の乗用車を持つておる会社のある社員から伺つた事実であります。たとえば秋田県なら秋田県、山形県なら山形県に進駐軍が駐在する場所、その自動車を購入するために相當設備をしている。ところがごく最近地方の進駐軍の駐在するものがだんだん減つて参りなくなつて、またそういう設備もいらなくなつて來るのではありません。従つて將來の見込みもありませんから、利益で大幅にこつても、償却できるかどうかといふ問題であります。

○平田政府委員 今お話しになりましたような場合におきまして、その資産を処分して処分損が出ますれば、その処分損は当然ブツダバニューと消費した差額とが損金となりまして、これは当然会社の場合でございまして、利益から落せるわけでありまして、それから処分しない場合におきましては、問題は評価減の問題であります。評価減の問題でありまして、どの程度の評価減を立てることを認めるか。これはなかなか實際問題としてむずかしい問題であります。的確な根拠に基きまして、資産の価値が現実に減つておるというのを認める場合におきましては、その評価減を立てることも、もちろん税法上可能でございます。

○宮腰委員 それから官吏の転任だとか、会社員の転任の場合によく起る問題ですが、たとえば青森県におつた官吏が東京都に転任になつた。それがために青森県で持つておつた家を売却して、東京で買つなければならぬといふような場合に、一応青森県で売つた

譲渡利得というものは、必ず所得税に
加算してとられるものでしょうか、そ
れとも他の家を買った場合は、それと
相殺してこれに税をかけないものでし
ょうか。

○平田政府委員 資産につきまして
は、全部持つている資産は、譲渡ある
いは相続その他他人に譲りましたと
きに、譲渡所得を課するという原則に
しておりますので、買いかえた場合に
おきまして、当然それに対して所得
が出て来た場合には課税するのであり
ます。

○官廳委員 そうすると不正な問題が
起きて来ると思うのです。たとえ十
坪の家を十坪で売却した。ところが
また今度東京に来て十坪の家を買
うという場合には、やはりこれは利得に
なるのでしょうか。

○平田政府委員 今まではインフレに
よる値上りによつて相当利益があつ
て、譲渡価格が高くてこれに税がかか
つた。非常にそういう問題が出たので
あります。今回は御承知の通り、税
によつては再評価税だけを課する。も
ちろん再評価額を越えて高く売つた場
合には、所得が出たものとして課税す
るのであります。再評価額以下の場
合には課税しないのであります。しか
しいずれにいたしましても、そういう
ふうな財産をべん処分しました場合
におきましては、これに対する所得税
を課するということが、適当であら
うと考えておるのであります。なお従
来はそのほかに不動産取得税がありま
して、買ったものは不動産取得税がか
かるというので、もの売り買いが
あると税の負担が重くてももの流通を

阻害していたのであります。今度の
税法によりますと、そういう点は従来
よりも非常に改善が行われておるもの
と考へます。

○前尾委員 時間がありませんから各
税について一点ずつだけお聞きしたい
と思ひます。所得税につきましては、
六十二條の四に私非常に奇怪な條文を
見ておるので、それは御承知のよ
うに財産の明細表の不提出の場合に、
加算税をかけるということでありま
す。もちろんシャウブ勸告案にありま
すように、財産明細表を出すのはよい
のであります。それに對して一万円
の加算税をかけるということに私非常
な疑問を持つておるので、もちろん
秩序罰としてある程度の罰金をかける
ことは必要であります。加算税をか
けるということについて御意見を伺
いたい。

○平田政府委員 この條文は若干新釋
想のものであります。従来はこうい
う場合におきましては大抵一年以下の
懲役、二十万円以下の罰金とか、秩序
犯の刑罰を科しておつたのであります
が、どうも税法上のこの種の義務に對
しては秩序罰が必ずしも目的を達成し
ない。場合によりましては苛酷になり
まして實際上は適用できない場合もあ
るといふので、むしろこの種のものに
つきましては、そういう一つの民事罰
という形を勵行をした方がよいのでは
ないかということ、一種の加算税に
よつて勵行をはかることにしたのであ
ります。こういう制度も一つのおもし
ろい制度だと考へております。運用上
相當いい結果を生ずることを私は期待
いたしております。

○前尾委員 これ以上は追究いたしま
せん。もう一つ所得税につきましては
従来刑罰、民事罰を兩建て課税して
おる。しかし最近のあの小久保産業な
どの判決を見ても、また刑事罰を兩建
て併科して行くということについて、
私非常に疑問を持つておるのでありま
すが、この税法でもそれが解決されて
いない。それに対して主務局長の御意
見を伺いたい。

○平田政府委員 大抵民事罰を科する
方がむしろ軽い方だと考へておりま
す。従いまして脱税犯として刑事事件
になるような場合は、大抵民事罰も科
するような場合に該当するのではない
か。従いまして刑事罰にはならない
が、重加算税だけはかかるという場合
は相當あると思ひます。これに對し
まして、重加算税がかかるほかに、懲
罰のものに對しましてはそれ／＼懲役
刑あるいは罰金刑等を科する場合はあ
る、このように考へております。

○前尾委員 二重罰裁については私非
常に議論があるのであります。その
点も省略いたします。次に法人税につ
きましては、今度同族会社とみなさ
れるわけですが、同族会社とみなさ
れるわけでは五十万円に限つて二、五十万円
を越しますと七、そこに非常な差が
ある。五十万円という線が、そこに引か
れておるのであります。資本金その他
の關係は何ら考慮されてない。そ
ういうことに相なりますと、場合によ
つては法定積立金その他に、この七
の課税を受けるといふことになりはし

ないかと思ひますが、その点
についての考へはいろいろあります
か。

○平田政府委員 五十万円に限界いた
しましたのは、所得税等々の負担を考
へまして、少額の法人に對しましては
同族会社の場合といへども、加算税ま
で課する必要はなからうといふので、
大抵五十万円の限界について同族会社
の加算税を課するようになしたのであ
ります。これはその程度にいたしま
すれば、大抵個人との間の均衡もはか
り得るのではないかと考へることが主た
る理由であります。

○前尾委員 次に資産再評価について
一、二点御伺ひたいと思ひます。第
一は株価の再評価の場合の基準につ
きまして、従来株式指数と申しますか、
株式だけ特別のやり方でやるように考
えられておつたのであります。それが
消費者の物価指数を使うことになつ
ております。その理由と、そうしてそ
れによつてどの程度の差異が出て来る
かについてお聞きしたいと思ひます。

○平田政府委員 株価につきまして
は、消費者物価指数をとることによつ
ておるのであります。消費者物価
指数は一般的な購買力を示す指数とし
て採用したのであります。つまり
貨幣価値の変動を見る指数としては、
この指数が一番よいだろうといふので
採用したのであります。従いまし
て株式につきましては、ある年に投資
したものが、それを回収した年に最初
に投資した貨幣価値で計算するなら
ば、ほんとうに利益があるかないか、
こうしたものさして譲渡所得と申しま
すか、譲渡した場合の眞の利益を見出

すのが、一番よいのではないかとい
う考へ方でありまして、私どもはやは
り株式につきましては消費者物価指
数をとる方が一番安当ではないか、こ
う考へ方なのであります。株式であ
りますと、単に株価の指数というもの
がありますが、これは増資その他の関
係から見まして、必ずしも実際の株
価を反映いたしておりません。實際
の指数はこの指数よりも若干下まわ
つておるかと思ひます。理論的にはや
り消費者物価指数の方がよいではない
かという考へ方でありまして、その思
想を引延ばすと、土地につきましても消
費者物価指数の方がよいのではない
かという考へ方も成り立ちますが、こ
れはやはり土地の中におきましても、こ
れは増減値上げ等の関係もありません
から、まず土地価格指数によつた方がよ
いのではないかと、いろいろ考へ方であ
ります。

○前尾委員 その点で多少株式に有利
になるようでありまして、それはそ
れといたしまして、次に、再評価の種
目別に基準の範圍内であれば、それが
どういふふうな關係になつてもよろし
い。言いかえれば最近に譲渡する可
能性のある資産については、ぎり／＼一
ぱいまで評価して置く。そうでない資
産については評価を最小限度にとどめ
るといふようなことも可能であるのか
どうか。その点はつきりしておきたい
と思ひます。

○平田政府委員 会社は原則として再
評価を任意にいたしておりますので、
それ／＼の資産について法律で定め
た限界以内でござりますれば、その
範圍内におきまして適當な再評価をい

たすことは法律上別に禁止いたしておりません。

○前尾委員 次に償却済みの資産についての再評価ということは考えられておりますか。結局残存価格までになったものについての再評価ができればどうか。

○吉田(信) 政府委員 お答え申し上げます。現在法人税法で、償却の場合には十分の一は残すことを原則としておりますが、その意味で十分の一まで残つておる残存価格がございますれば、それを再評価することになつております。なお法人が自分の会社計算の上で十分の一以上に償却して、簿籍してしまつたという場合においても、税務計算で否認されて今の十分の一が残つておるといふような場合には、その否認されて残つておるところの十分の一について、再評価することができるといふことにいたしております。それからさらに再評価いたしました場合に十分の一しか残つておりません、これを再評価しても今後減価償却ができませんというので、再評価した利益を受け得ないというおそれがありますので、さらに再評価された額の十分の一まで減価償却を認めるといふ特例を設けております。

○河田委員 まだ地方税の法案あるいは平衡交付金の法案などは出ておりませんけれども、これは大蔵委員会としても、国税の改正と同様に、地方税につきましても相当関心の深いものがあるわけなのであります。従つて、これを委員会が開催される直前に出されましても、これを見るのにも相当時間がかかりますので、地方行政委員会

へ用されておる程度のものであつて、うでございませうから、地方税法案及び平衡交付金の法案、それからこれの資料として、各府県別に新しく設置された附加価値税その他の新税、あるいは改正税などの見積り額、それからこの積算になる基礎資料、これを要求したいと思つております。なお本委員会におきまして、次に審議されます見返り資金の問題であります、これにつきましても審議を早める意味からも、輸入物資の内容、金額、こういうものの資料と、これの資金の貸付、特に私企業であります、これに対する貸付先、金額、条件、こういうものの資料を御提出願いたいと思つております。

○平田政府委員 資料につきましては、できるだけ調整して提出いたすことにいたします。

○北澤委員 今両委員会に付託になりました税法関係九法案につきましても、二月二十四日から十二回にわたつて会議を開きまして、各方面にわたつて慎重審議をされたわけであり、もちろん今回の税制改革案は、日本の税制を根本的に改革することを目的とするものでありまして、非常に重大なものであります。従いまして今日までの審議におきましては、必ずしも十分とは申すことはできないのでありますけれども、この税法案と一体をなします二十五年度の総予算案が、昨夜衆議院の予算委員会を通過しまして、今日衆議院本会議を通過する予定になつておりますので、この税法九法案に対します質疑は、この程度にして打ち切られんことを望みます。

○川野委員長 北澤君の動議に御異議

ございませぬか。
〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○川野委員長 御異議がないようでございますので、九税法案に対する質疑は終了いたします。
なお明十一日午前十一時から九税法案を議題として討論採決に入りたいと思つております。
それでは本日はこれにて散会いたします。
午後零時四十三分散会

第七回国会衆議院大蔵委員會議録
第十九号中正誤

頁段行 誤 正
元 二五 同條第二項 第二項中
中 第二号乃至第四号 第二号乃至第四号
二一三 但書 後段
二二四 但書 後段

第七回国会衆議院大蔵委員會議録
第二十五号中正誤

頁段行	誤	正
九四〇	再評価前	再評価日前
三下八	第三号	第四号
二六	第四十七條	第四十六條